

〈全9講座〉【第8講座】

# 相続税対策における 財団法人の活用とその課税関係

～これだけは知っておきたいポイントの解説～

平成28年

10月13日 木

14:00-17:00 (受付開始13:30)

受講料: 25,000円 (資料代・税込み)

※各会員割引あり裏面をご参照ください。

会場: TAP高田馬場

(JR山手線・西武新宿線「高田馬場」駅戸山口より徒歩約3分)

定員: 60名様限定

お申込み多数の場合は、事前に締め切らせていただきます。  
また、事前入金による先着順とさせていただきますので、予めご了承ください。



講師

税理士法人 タクトコンサルティング  
税理士 公認会計士

平松 慎矢 氏

平成12年10月～平成18年8月まで監査法人トーマツにて  
上場企業監査業務に従事。

平成18年9月税理士法人タクトコンサルティングに入社、  
同年税理士登録。

オーナー系企業に対する事業承継、相続税対策などの  
コンサルティング業務のほか、相続税申告、譲渡所得税申告等、  
資産税に特化した税務コンサルティングに強み。

特に超富裕層に対する、相続税対策については豊富な  
実務経験を有する。

＜主な著書＞

「寄付による財産移転で大切な財産を生かす一般社団・財団法人  
の税務と相続対策活用」(清文社)

「公益法人等へ財産を寄附した時の税務」(大蔵財務協会・共著)

その他共著多数

## ごあんない

平成20年12月1日より一般社団・財団法人制度が施行され、今まで非常に設立の困難だった財団法人の設立が容易になりました。この財団法人の設立・運用及び社会的活動の拠点としてあるいは相続対策に生かすためにはどのような活用法があるのかなどを解説していきたくと思います。まずは基本的な財団法人の法制度を理解していただき、その上で税務の基礎知識を習得していただきます。後半では財団法人を利用してどのような相続対策あるいは相続税対策に活用が可能かなどを考察していきたくと思います。

## 講座内容

【1】超富裕層の相続税対策に財団法人が活用されるわけ

【2】一般財団法人の設立から運営まで

- ①措置法40条の承認に耐え得る事業の内容
- ②機関設計、規定の整備、事業運営とは？

【3】公益認定をとる？とらない？

- ①公益認定を受ける場合の注意点や行政庁の対応など
- ②公益認定を受けない場合の留意点

【4】措置法40条による寄附の課税関係

- ①制度概要～課税関係において留意すべき点は？
- ②承認申請において注意しなければならない点は？
- ③承認申請後の税務署(国税局、国税庁)対応はどうすればよいのか？



FAXでのお申し込みは >> FAX: 03-3208-6255

10月13日開催

『相続税対策における財団法人の活用とその課税関係』受講申込書

ご記入月日		平成 年 月 日	
ふりがな			
事務所名 または会社名			
事業所または 会社所在地 ご住所	〒		
ご連絡先	TEL	FAX	
	携帯電話など必ず連絡がつく先をご記入ください。		
ふりがな			
参加者名	E-mail		
業種	<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 税理士 <input type="checkbox"/> 公認会計士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 不動産鑑定士 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 土地家屋調査士 <input type="checkbox"/> 中小企業診断士 <input type="checkbox"/> FP <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 証券 <input type="checkbox"/> 保険 <input type="checkbox"/> コンサルティング会社 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 住宅・建設 <input type="checkbox"/> その他( )		認定区分に○印
			AFP・CFP®   番号
<p>必ずいずれかに <input checked="" type="checkbox"/> をご記入ください。</p> <input type="checkbox"/> 東京定額制クラブ会員 <input type="checkbox"/> 左記以外の会員 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> TAP実務セミナー利用券使用 (No. )			

- 本書・受講申込書をコピーし、必要事項をご記入の上、FAXにてお申込下さい。「受講申込書」が届き次第参加者様宛に、折り返し「受付確認書」をFAX致します。
- お申し込み多数の場合は、事前に締め切らせて頂きますので予めご了承ください。
- **各会員割引** ※1 **無料** : 東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPチケット10使用  
 ※2 **30%OFF** : 大阪定額制クラブ会員  
 ※3 **20%OFF** : TAP実務家クラブ会員、相続アドバイザー協議会認定会員

## <TAP高田馬場>

[所在地]

東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

[交通アクセス]

JR山手線高田馬場駅(戸山口)より徒歩約3分

西武新宿線高田馬場駅(戸山口)より徒歩約3分

東京メトロ東西線高田馬場駅(3番出口)より徒歩約6分

NPO法人 日本ファイナンシャルプランナーズ協会  
法人賛助会員・継続教育認定単位研修機関

**TAP** 株式会社 **東京アプレイザル**

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

TEL.0120-02-8822 FAX.03-3208-6255 [担当:藤江・柴田]

☎ <https://www.t-ap.jp>   ✉ [seminar@t-ap.jp](mailto:seminar@t-ap.jp)

